

ロシアによるウクライナへの侵略行為に対する非難決議

ロシアは、2月24日以来、何ら正当な理由なく隣国ウクライナに軍事侵攻し続けている。これは、国際社会の平和と秩序の維持に対する明白かつ重大なる挑戦であり、まさしく侵略行為以外の何物でもない。

たとえ、いかなる異論や不満があろうとも、ひとつの国が力を持って他の国を圧殺しようとするなど言語道断である。邑南町議会は、多様な価値観を互いに尊重し合い、民主的な言論を通じて、社会の健全な発展を目指すことを旨としており、そうした議会人の立場として、かかる暴挙を見過ごすことはできない。

まして、一国の元首が「核兵器の使用も辞さない」と、他国を威嚇するなど絶対にあってはならないことである。「非核平和の町」を宣言し、平和を希求する邑南町民として、また、唯一の戦争被爆国である日本国民としても断じて許すことはできない。

よって、ロシア政府が軍による攻撃を即時かつ無条件に停止し、ウクライナ全土から撤退するよう強く求めるとともに、平和の回復に向け、国際法に則った誠意ある対処をするよう、強く求める。

併せて、日本国政府は、邦人の安全確保はもとより、事態の解決に向け、国際社会と協調しながら、我が国の地位にふさわしい積極的な対応を尽くすよう求める。

以上、決議する。

令和4年3月11日

島根県邑南町議会

(提出先)

在日ロシア大使

在日ウクライナ大使

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

外務大臣